

平成27年 6月25日

株 主 各 位

東京都中央区銀座八丁目 9 番13号

株式会社 **エス・サイエンス**

代表取締役会長 品 田 守 敏

第96回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第96回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第96期（平成26年 4月 1 日から平成27年 3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
本件は、上記の内容をそれぞれ報告いたしました。

決議事項

第 1 号議案 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
変更の概要は、裏面に記載のとおりであります。

第 2 号議案 取締役 5 名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、品田守敏、甲佐邦彦、根岸広明、田中祥司の 4 氏が再任され、有川誠二氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

以 上

定款変更の概要

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>(取締役および監査役の責任免除)</p> <p>第26条 1. <省略></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役および社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。</p>	<p>(取締役および監査役の責任免除)</p> <p>第26条 1. <現行通り></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>同法第423条第1項に規定する取締役（業務執行取締役であるものを除く。）および監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。</p>

以 上